

尾鷲市農業委員会 令和8年5月定例会 議事録

1. 開催日時：令和8年5月8日（金）午前10時00分から午前10時40分
2. 開催場所：尾鷲市立中央公民館1階小会議室A（円卓）
3. 出席委員（9名）

委員	1 番 庄司 和稔
	2 番 北村 都志雄
	4 番 野田 泰史
	5 番 黒 次美
	6 番 三鬼 早織
	7 番 日下 浩辰
	8 番 塩津 史子

農地利用最適化推進委員	相賀 康史
農地利用最適化推進委員	濱野 薫久

4. 欠席委員 会長 3 番 高村 敦夫

5. 議事日程

1. 非農地証明願について
2. その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	芝山 有朋
事務局次長	佐々木 誠
事務局書記	川村 星太

7. 会議の概要

議長	定刻となりましたので令和8年5月の農業委員会を始めますのでよろしくお願いします。 まず、事務局からです。
事務局	前回欠席させていただき、本日初めての参加となります、佐々木です。この4月に市民サービス課から水産農林事業推進課に配属になりました。今後よろしくお願いします。
議長	本日は〇〇さんが欠席となっております。本日の署名委員を指名させていただきます。〇番の〇〇さんと〇番の〇〇さんです。よろしくお願いします。 それでは事項書に沿って進めさせていただきます。第1号の非農地証明願について、事務局から説明をお願いいたします。
事務局	はい。それでは非農地証明願について説明させていただきます。資料の1ページをお願いします。所在は尾鷲市〇〇町地番〇番〇、地目は田、面積は〇㎡です。申請人は〇市〇町〇番〇号在住の〇〇さんです。申請理由といたしましては、平成〇年〇月に〇〇さん（土地利用者 〇〇さんの父）が隣接する地番に住宅を建築し、本件土地はその住宅敷地として利用してきました。令和〇年〇月、〇〇さんが死亡し、〇〇さんが住宅敷地として利用しています。現況と登記地目を一致させたいので、非農地証明を願います。以上です。
議長	ありがとうございます。それでは紹介委員の〇〇さんお願いいたします。

紹介委員

それでは説明させていただきます。概要につきましてはただいま事務局から説明があった通りです。土地利用者の〇〇市〇町〇番〇号の〇〇さんの亡き父親が、〇年前の平成〇年〇月に5ページの公図の赤で囲った地番〇番〇、地目は田、面積は〇㎡の、隣接地番〇番〇に、4ページの参考資料に記載の通り、木造瓦吹き2階建てを新築しました。本申請地はその住宅の敷地として10ページの写真の赤線で記したように利用していたままで相続し、現在に至っているため、非農地証明願を申請するものであります。申請場所ですが、9ページの地図に赤丸で記したところで、国道42号線沿いにある〇〇の裏側にあたり、直線で〇m程離れた場所にあります。7ページの航空写真では赤線で囲まれた土地で、向かいに〇〇があります。ご審議をお願いします。

議長

ありがとうございます。紹介が終わりました。何か質問がある方は挙手をお願いいたします。

委員

石垣のところが申請地で、隣も、もともと田であったということですね。

紹介委員

そうです。〇年前に家を建てて、持ち主同士が話し合いをして利用したままで現在に至っています。

委員

私の土地の裏にあたる場所ですので、補足で説明させていただきます。

〇〇さんが家を建てた土地は隣の方が所有する田でした。その土地を分けてもらったのですが、家を建てるにあたって狭いのでもう少し使わせてほしいという話で、お互いに了解を得て、申請の土地の分を増やして使わせてもらっていたということです。

そして、両者亡くなってしまわれたので息子さんが相続し、きちんとしたいとのことで今回の非農地申請願となりました。

紹介委員

それで分筆も平成〇年に、ちゃんと手続きしたわけですね。

議長

他に質問はございませんでしょうか。

無いようでしたら裁決を取らせていただきます。意義のない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

はい、ありがとうございます。これにて許可いたします。

続きまして第2号案件、その他です。事務局からお願いいたします。

事務局

今回の農業委員会は6月5日金曜日の10時から開催予定ですので、よろしく申し上げます。

以上です。何か質問等ありますでしょうか。

無ければ私の方から伺いたい件があります。何名かの方にはお電話にて聞かせていただいたのですが、猿など、鳥獣害の昨年度の被害はいかがでしたか。

委員

熊野古道センターの下の方の畑は柵もしているのですがサル被害で作物が作れないです。

事務局

現在GPSの首輪をつけて、サルの群れの行動域の調査をしています。先月3月に装着した首輪は4月に脱落してしまったのですが、GPSの回収はできましたので再利用して引き続き調査の予定です。その首輪は向井にて装着したのですが、矢浜方面や桂ヶ丘方面でもGPSの電波が確認されています。今回の調査期間は1ヵ月ではありますが、向井や大曾根だけではなく国道42号線の方まで行っていることが分かりました。

今年度は向井地区で大きい檻を設置して群れを捕獲する予定です。もう少し調査をして檻の設置場所を選定するとともに、群れの頭数も調べていき、何頭まで捕獲すればいいかという捕獲頭数の目標を設定できるように進めていければと思います。

一昨年2月は坂場に巨大檻を設置し、去年の12月に8頭のサルを捕

獲しています。檻は5メートル×4メートルの大きなもので、天井から入れるようになっています。普段は梯子をかけていて、自由に出入りできるようにしていますが、慣れてある程度の頭数が滞在するようになったら梯子を外して出られなくし、一斉駆除します。坂場の方の群れも電波をとって調査をしています、最近は檻の方に寄りついていないようです。

委員 家も鍵をかけていないとサルが入ってきます。畑で何か作っても収穫直前に全部取っていつってしまうので何も作ることができません。

委員 今年、三木里はもう結構サルが出ています。サルがよく出る年は通常、6月の中旬位から8月、9月あたりに、街中のトウモロコシきゅうり、ナスかぼちゃ等を狙いにきます。ですので、その時に何匹か捕まえてGPSをつけてもらいたいです。

事務局 中型や小型の檻はまだあるので置かせてもらって、生捕りで3歳か4歳程のメス猿でしたらGPSをつけます。GPSの調査は色々な地区でやっていきたいと思っています。

委員 最近は群れではなくはぐれザルをよく見かけます。前は15、6匹くらいの群れが多かったのですが、あまり見かけなくなりました。なので、鹿の被害の方に悩まされます。市で獣害対策の補助もしてくれていますが、面倒になってしまっ自分でしてしましますが、やっぱり申請すべきだったかなと後々後悔しています。

事務局 先に言わないといけないのは面倒かもしれませんが、皆さんにご好評いただいておりますので、是非ご利用ください。

委員 獣害ということでお聞きしたいです。各地域でクマの被害が多いですが、尾鷲市のクマの出没状況はどうなっていますか。

事務局

今年度につきましては2件の目撃情報があります。直近ではこのゴールデンウィークの最終日にオハイでクマの糞を見たという情報があります。もともと生息エリアである山の中ですのでやむを得ないかとは思いますが、商工観光事業推進課を通して、オハイに登るときは、必ず複数人もしくは音が出るものを持参ということを徹底してもらうように呼びかけています。

もう1件は、ゴールデンウィークに入る前にどんぶちで目撃されています。どんぶちとは、42号線沿いの南インターの手前の駐輪場から川へ下りたところのことですが、中学生や高校生がよく泳ぎに行く場所となっています。そのどんぶち行こうとした中学生の生徒4人が、親子連れのクマを目撃し、怖かったのですぐ逃げてきたとのことでした。付近で毎年何軒か目撃情報のあるところですので、あのあたりにいることはいると思います。

そして怖いのは、これから夏場のキャンプやバーベキューが始まり、食べかすがそのまま河原へ放置されると、それが餌になってしまうことです。今は全国的に完全に餌を求めてクマが出没しています。また、クマは学習能力が高く、人にも徐々に慣れてきたようで、一度自分が行って危なくないと思った場所はもう次から縄張り化します。本来は人里まで下りてくる生き物ではないのですが、人里へどんどん近い関係になってきていることと、そこに誘引する食べ物があると完全に餌場になってしまうということです。

尾鷲市では今までクマ檻を持っておらず、県から借りていましたが、市でも2基購入し、1基はすでに仕掛けています。出そうなどころには、なるべく先に仕掛けをして放獣もしくは場合によっては駆除するということで対応しています。

委員

三木里の山の中のクマよけの柵というのはどうなりましたか。

事務局

緩衝エリアのことでしょうか。

茂みがあるとクマはそこを隠れ場にして川伝いを下りてくるので、去年、八十川の方で茂みをなくしてクマが歩きにくい状態にしました。それは今年も継続できるように現在手続きをしています。

委員

去年は県事業で今年は市の事業となりました。予算的な問題で全部やり切れていないということで、予算がつき次第残りを進めていきたいです。去年は三木里の川伝いをやったのですが、あと黒淵のあたりも3年前にクマの出没が沢山あった場所なので、できたら綺麗にしていきたいです。

事務局

うちの畑も3年前に入られました。

委員

作物は仕方がないですが、畑の中も極力、捨てるものはちゃんと捨てて処理していかないといけないと言われてますね。

事務局

柵の中に栗を植えている人がいるのです。
電気柵もしているのですが、電気柵をしてる何軒かはもうやめてしまっていて、電気が通っていないです。それで3年前もクマが入って栗を食べたようです。

今県の方とも、街中にポンと一本生えている柿の木やビワの木、あとは蜂の巣箱を置いてある所など、そういった場所をピックアップして、そこへの手立てを考えるようにはしています。

委員

あと、緊急銃猟というものがありまして、警察官以外でも、市長の指示で発砲できるというものです。もちろん手続きは沢山必要にはなるのですが、クマが街中へ出て倉庫や家に居座るなど膠着状態になった時、周りの人を避難させて安全を確保した後に、市長からも発砲許可を出せるようになりました。発砲する人は猟友会の方々ですので、猟友会とも協力体制を作って、マニュアル化をしているところです。今のところ三重県内ではまだ行われていませんが、テレビで見かける駆除したというニュースの多くは、その緊急銃猟によるものです。秋田や福井などでは何度も行われているようですね。

その撃つというのは、山の中で見かけた場合は、基本的には何もしない

ということですか。

事務局

はい。そうです。生息エリアと緩衝エリア、そして人間の生活エリア、この3つがあり、当然クマの生息エリアで出た時には、むやみやたらには撃ちません。

委員

オハイの場合も生息エリアということですか。

事務局

そうです。オハイの場合は生息エリアですので、入る人が気をつけるというやり方です。

ただ、その緩衝エリアに頻繁に出没するようになってきたので、今の時流で言うと、緩衝エリアに出たクマは駆除だと思っています。緩衝エリアにもクマ檻を仕掛けておりますが、今後そこで捕まった個体については、もう駆除するしかないでしょうが、過去、まだ尾鷲では駆除はしておりません。放獣はしています。

議長

他になにかございますか。

なければこれにて、令和8年5月の農業委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

議事録署名委員

議事録署名委員